

## 足場の組立て等特別教育(6時間)の開催について

建設業労働災害防止協会千葉県支部

平成27年7月1日施行の労働安全衛生規則の一部改正により、足場の組立て、解体又は変更(手すりなどの一時的な取り外しなどを含む。)の作業に就かせるときは、特別教育を受けた者でなければならなくなりました。

支部では、事業者の実施に代えて、建災防で独自に開発・作成したテキスト2種類(特別教育用テキスト及び、特別教育用サブテキスト(内部工事用足場編))と視聴覚教材(DVD)を併用した解りやすい内容での教育を実施します。これを機会に多くの方に受講いただきますよう案内します。

なお、今回の受講対象は、足場の組立て、解体又は変更の作業経験のない方を対象に実施するものですが、規則の一部改正があった平成27年7月1日以前から就いている方も受講可能ですので申し添えます。

- 1 日 時 平成28年11月01日(火) 9:00~16:10  
受付8:30 集合8:50
- 2 会 場 千葉県経営者会館  
千葉市中央区千葉港4-3
- 3 受講対象 足場の組立て、解体又は変更の作業に就こうとする方  
(平成27年7月1日以前から、上記作業に就いている方も可)
- 4 定 員 100名
- 5 受講費用 8,800円(一般・会員とも同額。テキスト代800円、消費税含む。)
- 6 申込先 建設業労働災害防止協会千葉県支部(千葉分会ではありません。ご注意ください。)  
申込方法 〒260-0013 千葉市中央区中央4-16-1 建設会館ビル4階  
電 話 043-225-8524  
FAX 043-225-9818  
申込の前に、電話等で直接、空き状況・申込方法等をご確認ください。  
申込用紙は別紙、又は支部ホームページから印刷してください。
- 7 修了証 全時間受講修了者に対し、即日交付します。
- 8 その他 受講申込後、キャンセル等される場合は、講習前日の16時までには、電話もしくは受付窓口にてお知らせください。それ以降では対応しかねます。  
講習日程・講習会場は、都合により変更することがあります。また、申込者が予定数を下回った場合は、断りなく開催を中止することがあります。  
大規模地震・台風などの天変地異、公共交通機関の不通などの非常事態になった場合、講習を中止することがあります。

足場の組立て、解体又は変更の作業経験が3年以上ある方にあつては、本教育の受講に代えて、上位の資格である足場の組立て等作業主任者技能講習の受講を併せてご検討下さるようご案内します。

また、1企業・団体等で、受講希望者数20名を超える場合、ご依頼・ご相談があれば、出張講習を行うことも可能です。お気軽にご相談ください。